

工事完了日について

川越市住宅改修補助事業は、例年、二期制での受付を行っていましたが、令和2年度から受付期間を三期制（前期・中期・後期）に変更しました。

令和2年度受付分については、補助金の対象となる改修工事が以下ようになります。

この取扱いは、各期の受付開始日までにこれまでの工事完了に伴う実績報告書を提出していただくことで、補助金の予算を有効に活用できるようにしようとするものです。

令和2年度
前期：令和2年8月10日（月）までに完了する工事
中期：令和2年10月30日（金）までに完了する工事
後期：令和3年2月26日（金）までに完了する工事

<ポイント>

前期受付分については、「改修工事が令和2年8月10日までに完了しないもの」「工事予定期間が令和2年7月9日以降から始まるのもの」は申請対象外となります。

中期受付分については、「改修工事が令和2年10月30日までに完了しないもの」「工事予定期間が令和2年11月18日以降から始まるのもの」は申請対象外となります。

(例)

予定工事期間：令和2年7月10日～令和2年8月10日

⇒前期の受付対象外です。補助金の申請をする場合は、中期受付時に申請をしてください。

予定工事期間：令和2年11月20日～令和2年12月20日

⇒中期の受付対象外です。後期受付時に申請をしてください。

不明な点は産業振興課([TEL:049-224-5934](tel:049-224-5934))までお問い合わせください。

